

【スマート農業関連様式】

スマート農業活用促進法に係る生産方式革新実施計画作成支援について

令和6年12月
本庄農林振興センター

スマート農業技術活用促進法が令和6年10月1日に施行されました。この法律は、農業者の減少等の農業を取り巻く環境の変化に対応して、農業の生産性の向上を図るため、「スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画（生産方式革新実施計画）」の認定制度を設けるものであり、認定を受けた農業者は融資等の支援措置を受けることができます。

認定の相談、申請窓口は関東農政局です。そのため、国、県は、連携して取組の支援を行うこととしています。

今後、スマート農機の導入や使用などを検討しており、認定制度について情報をお求めの方は、以下の表に御記入の上、ご返信ください。

1 記入日

令和	年	月	日
----	---	---	---

2 氏名

フリガナ

3 連絡先

住所・所在地：
電話番号：
E-mail：

4 生産方式革新実施計画について

生産方式革新実施計画について興味が ある ・ なし	今年度中に計画を作成したい	<input type="checkbox"/>
	来年度中に計画を作成したい	<input type="checkbox"/>
	5年以内に計画を作成したい	<input type="checkbox"/>
	具体的な計画はないが興味がある	<input type="checkbox"/>

5 導入している・したいスマート農機について

(ドローン、水管理システム、環境制御システム、ロボット草刈り機など…)

<input type="checkbox"/> 導入済みのスマート農機	<input type="checkbox"/> 今後導入したいスマート農機
--------------------------------------	--

生産方式革新実施計画作成の支援依頼は随時受け付けています。計画作成を検討する際は本庄農林振興センターあてにご連絡下さい。

記載いただいた情報は計画作成支援を希望する方、スマート農業技術に興味のある方の把握のみに使用します。

また、記載いただいた情報を国と共有することに同意される場合は、以下にチェックをお願いします。

国との情報共有に同意しますか

スマート農業技術活用促進法について→
(農林水産省ホームページ)



本庄農林振興センター 農業支援部
担当：小松、岡田
電話番号：0495-22-3116
FAX：0495-24-7510
メールアドレス：u22615f5@pref.saitama.lg.jp